

障がい福祉サービス
障がい児通所支援
支給決定基準

半田市

令和7年10月作成（改訂）

1. 目的

障害者総合支援法における障がい福祉サービス及び地域生活支援事業、また、児童福祉法における障がい福祉サービスの支給の可否や支給量の決定に関し、支給決定基準を明確化にし、これに基づき支給決定を行うこととします。

2. 障がい福祉サービス（障がい児通所支援）支給決定の考え方

障がい福祉サービス（障がい児通所支援）の支給決定にあたっては、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活していくために必要な支援を明らかにし、平成24年4月から導入された相談支援専門員によるサービス等利用計画（案）に基づき必要な福祉サービス量を支給決定しております。

3. 障がい福祉サービス支給決定基準について

障がい福祉サービス（障がい児通所支援）は公費で支援するサービスであり、支給決定にあたっては、公平及び適正な判断が求められます。

このことから、半田市における障がい福祉サービス（障がい児通所支援）の支給決定基準の目安を設けることとします。

なお、支給決定基準の目安として、個々のサービス支給量の上限を記載いたしますが、あくまで目安であり、状況に応じて（例：介護者が入院による不在など）上限量を超える支給決定をする場合もあります。

4. 相談支援の充実について

半田市では、基幹相談支援センターを半田市社会福祉協議会に委託し、障がいに関する相談を総合的に担っております。

また、平成24年4月から相談支援専門員によるサービス等利用計画の導入により、より細やかな福祉サービスの提供が可能となっております。

5. 障がい支援区分について

障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものであり、半田市障がい支援区分認定審査会において判定を行います。支援区分は非該当、区分1～6となり、支援区分に応じて、利用可能な福祉サービスを利用できます。

なお、18歳未満の障がい児は障がい支援区分の認定はなく、障がい者の福祉サービスを利用する場合は申請の都度聴き取りし、相応の区分とします。

6. 有効期間について

原則支給決定年月日から1年以内とする。

7. 標準処理期間について

申請書類（申請書、サービス等利用計画（案）など）が整ってから、1か月以内に支給決定をする。

8. 各種福祉サービスの支給決定基準

個々の福祉サービスについて以下のとおり基準を設けます。

(1) 居宅介護（身体介護）

利用可能区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	○	○	○	○	○	○
内容等	入浴や食事の介助、朝の準備（着替え、歯磨きなど）、就寝の準備（着替え、ベッドへの移乗など）など、本人の身体に触れる行為の介助。また、生活に関する相談、見守りなども行う。						
支給決定基準	サービス等利用計画に基づくサービス必要量 ただし、1 回 3 時間までとする。						

(2) 居宅介護（家事援助）

利用可能区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	○	○	○	○	○	○
内容等	料理や洗濯、掃除など、本人の身体に触れない行為の介助。						
支給決定基準	サービス等利用計画に基づくサービス必要量 ただし、1 回 1.5 時間までとする。						

(3) 居宅介護（通院等介助）

利用可能区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	△	○	○	○	○	○
	身体介護を伴う場合は区分 2 以上、伴わない場合は区分 1 以上で利用可能。						
内容等	病院への通院時、院内の介助。また、官公署への届出時や事業所への見学など。						
支給決定基準	サービス等利用計画に基づくサービス必要量						

(4) 重度訪問介護

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	×	×	×	○	○	○
利用可能区分	次のいずれかに該当する者 ① 二肢以上に麻痺等があること。 ② 障がい支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。						
内容等	自宅において入浴、排せつ、食事など生活全般及び外出時の介護など総合的に支援を行う。4 時間単位での利用も可能である。						
支給決定基準	サービス等利用計画に基づくサービス必要量						

(5) 同行援護

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	△	△	○	○	○	○	○
利用可能区分	視覚障がい者であること。 身体【介護】を伴わない場合は区分の必要なし。 身体【介護】を伴う場合は区分 2 以上						
内容等	外出時において、移動時の援護、排せつ及び食事などの際に必要な援助を行う。						
支給決定基準	サービス等利用計画に基づくサービス必要量						

(6) 行動援護

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	×	×	○	○	○	○
利用可能区分	障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12 項目）の合計点数が 10 点以上であること（障がい児については、10 点以上に相当する支援の度合いであること）						
内容等	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする者につき、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、移動中の介護、食事、排せつ等の介護を行う。						
支給決定基準	サービス等利用計画に基づくサービス必要量						

(7) 短期入所

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
利用可能区分	×	○	○	○	○	○	○
	障がい児については、厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する者。						
内容等	居宅において介護者の疾病やその他の理由により、障がい者支援施設等へ短期間の入所をする。						
支給決定基準	上限：7日間／月 ※上限を超える場合は、必要な理由をサービス等利用計画等に記載すること。						

(8) 重度障がい者等包括支援

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
利用可能区分	×	×	×	×	×	×	○
	① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある者。 ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ・最重度知的障がい者 ② 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12 項目)の合計点数が 10 点以上である者。 障がい児については、区分 6 に相当する者						
内容等	常時介護を要する障がい者等に対し、各種支援を包括的に行う。						
支給決定基準	サービス等利用計画に基づくサービス必要量						

(9) 療養介護

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
利用可能区分	×	×	×	×	×	△	○
	① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障がい支援区分が 6 の者。 ② 筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって、障がい支援区分が 5 以上の者。						
内容等	医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。						
支給決定基準	月の日数						

(10) 生活介護

利用可能区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	×	△	○	○	○	○
内容等	年齢が 50 歳以上の場合は、障がい支援区分 2 以上である者。 障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護、 また創作的活動や生産活動の場の提供などを行う。						
支給決定基準	上限：月の日数－8 日						

(11) 自立訓練（機能訓練）

利用可能区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	○	○	○	○	○	○	○
内容等	障がい者支援施設等において、理学療法、作業療法その他リハ ビリステーション、生活等に関する相談等の支援を行う。						
支給決定基準	上限：月の日数－8 日 サービス提供期間は 1 8 か月、ただし、状況により 1 年延長可 暫定支給対象：暫定期間 2 か月						

(12) 自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練

利用可能区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	○	○	○	○	○	○	○
内容等	障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する 自立した日常生活を営むための訓練及び生活等に関する相談等 の支援を行う。 宿泊型自立訓練：自立訓練（生活訓練）対象者のうち、日中に 一般就労や福祉サービスを利用している者で、一定期間居住の 場を提供して生活能力等の維持、向上を図るための支援を行う。						
支給決定基準	上限：月の日数－8 日 サービス提供期間は 2 年、ただし、状況により 1 年延長可 暫定支給対象：暫定期間 2 か月						

(13) 就労移行支援

利用可能区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	○	○	○	○	○	○	○
内容等	就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援などを行う。						
支給決定基準	上限：月の日数－8 日 サービス提供期間は 2 年、ただし、状況により 1 年延長可 暫定支給対象：暫定期間 2 か月 年齢制限は設けていないが、65 歳以上の場合はサービス等利用計画等に理由を記載すること。						

(14) 就労継続支援 A 型

利用可能区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	○	○	○	○	○	○	○
内容等	就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。雇用契約有り。						
支給決定基準	上限：月の日数－8 日 暫定支給対象：暫定期間 2 か月 年齢制限は設けていないが、65 歳以上の場合はサービス等利用計画等に理由を記載すること。						

(15) 就労継続支援 B 型

利用可能区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	○	○	○	○	○	○	○
内容等	心身の状態等により雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても雇用されるに至らなかった者に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。雇用契約無し。						
支給決定基準	上限：月の日数－8 日 年齢制限は設けていないが、65 歳以上の場合はサービス等利用計画等に理由を記載すること。 就労経験（パート・アルバイト）がない場合は利用不可。						

(16) 就労定着支援

利用可能区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	○	○	○	○	○	○	○
内容等	就労移行支援等の利用を経て一般就労した者に対して、就労に伴い生じる日常生活や社会生活等の問題を解決するための支援を行う。 ただし、利用可能期間は就職後 6 ヶ月から 3 年間。						
支給決定基準	月の日数						

(17) 就労選択支援

利用可能区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	○	○	○	○	○	○	○
内容等	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。						
支給決定基準	上限：月の日数－8 日						

(18) 自立生活援助

利用可能区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	○	○	○	○	○	○	○
内容等	居宅で生活する障がい者が、一人暮らしをする上で必要な生活能力を身に着けることができるよう、定期的な居宅訪問や随時相談対応により課題を把握し、必要な支援を行う。						
支給決定基準	月の日数						

(19) 施設入所支援

利用可能区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	×	×	△	○	○	○
	年齢が 50 歳以上の場合は、障がい支援区分 3 以上である者。						
内容等	施設に入所する障がい者につき、夜間において入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談等の支援を行う。						
支給決定基準	月の日数						

(20) 共同生活援助（グループホーム）

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
利用可能区分	△	○	○	○	○	○	○
内容等	65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用した者。障がい支援区分1以上の者が対象であるが、非該当でも利用可能な場合あり。						
支給決定基準	月の日数 ※体験利用の場合は年間 50 日まで。						

(21) 地域移行支援

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
利用可能区分	○	○	○	○	○	○	○
内容等	障がい者支援施設等に入所または精神科病院に入院している精神障がい者を地域に移行するため、相談等の支援を行う。						
支給決定基準	月の日数 ※サービス提供期間は6か月。ただし、状況により延長可。						

(22) 地域定着支援

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
利用可能区分	○	○	○	○	○	○	○
内容等	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談等の支援を行う。						
支給決定基準	月の日数						

【地域生活支援事業】

（１）日中一時支援Ａ型（日中ショート事業）

利用可能区分	非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
	○	○	○	○	○	○	○
内容等	居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、日中一時的に入所を必要とする障がい者等に対し、入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の支援を行う。						
支給決定基準	上限：５日／月 （ただし、日中一時支援Ａ型及びＢ型併せて５日の上限） ※共同生活援助の支給決定を受けている者は上限８日						

（２）日中一時支援Ｂ型（休日支援事業）

利用可能区分	非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
	○	○	○	○	○	○	○
内容等	家族等による介護・見守りが困難で自宅で過ごすことができない共同生活援助の入居者及び休日において障がい福祉サービス等の利用を必要とする在宅障がい者に対し、休日の日中における見守り及び日常生活上の支援を行う。						
支給決定基準	上限：５日／月 （ただし、日中一時支援Ａ型及びＢ型併せて５日の上限） ※共同生活援助の支給決定を受けている者は上限８日						

（３）移動支援

利用可能区分	非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
	○	○	○	○	○	○	○
内容等	屋外での移動に困難がある障がい者等に外出時における個人への移動支援または複数の障がい者等からなるグループの外出時における集団への移動支援を行う。						
支給決定基準	上限：８時間／月						

(4) 訪問入浴

利用可能区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	○	○	○	○	○	○	○
内容等	自宅や入浴施設を備えた事業所等で入浴できない重度の身体障がい者等に対して、浴槽及び入浴設備を備えた車両により、居宅を訪問して入浴の介護を行う。						
支給決定基準	上限：10日／月（一週間に2回まで） 夏季（6月から9月）については、15日／月（一週間に3回まで）						

(5) 体験的宿泊

利用可能区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	○	○	○	○	○	○	○
内容等	地域の事業所において、自立した生活を営むことを希望する障がい者等に居室を確保し、一人暮らしに向けた体験的宿泊の場を提供する。						
支給決定基準	上限：24日／年						

【障がい児通所支援】

対象者は児童福祉法に基づき18歳未満となり、福祉サービス利用にあたっては障がい支援区分の必要はありません。

（１）児童発達支援

内容等	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。
支給決定基準	上限：月の日数－4日

（２）放課後等デイサービス

内容等	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。
支給決定基準	上限：月の日数－8日（一週あたり5日まで）

（３）保育所等訪問支援

内容等	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
支給決定基準	上限：計画に基づくサービス必要量

（４）居宅訪問型児童発達支援

内容等	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。
支給決定基準	上限：計画に基づくサービス必要量

★一覧表

【障がい福祉サービス】

内容	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
身体介護	×	○	○	○	○	○	○
家事援助	×	○	○	○	○	○	○
通院等介助	×	△	○	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
同行援護	△	△	○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
短期入所	×	○	○	○	○	○	○
重度障がい者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○
療養介護	×	×	×	×	×	△	○
生活介護	×	×	△	○	○	○	○
自立訓練（機能訓練）	○	○	○	○	○	○	○
自立訓練（生活訓練）	○	○	○	○	○	○	○
就労移行支援	○	○	○	○	○	○	○
就労継続支援 A 型	○	○	○	○	○	○	○
就労継続支援 B 型	○	○	○	○	○	○	○
就労定着支援	○	○	○	○	○	○	○
就労選択支援	○	○	○	○	○	○	○
自立生活援助	○	○	○	○	○	○	○
施設入所支援	×	×	×	△	○	○	○
共同生活援助	△	○	○	○	○	○	○
地域移行支援	○	○	○	○	○	○	○
地域定着支援	○	○	○	○	○	○	○

【地域生活支援事業】

内容	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
日中一時支援 A 型	○	○	○	○	○	○	○
日中一時支援 B 型	○	○	○	○	○	○	○
移動支援	○	○	○	○	○	○	○
訪問入浴	○	○	○	○	○	○	○
体験的宿泊	○	○	○	○	○	○	○

【障がい児通所支援】

利用にあたっては、障がい支援区分の認定の必要はありません。